中央環境審議会大気環境部会自動車排出ガス総合対策小委員会
ヒアリング資料

平成１７年１１月９日
（社）全日本トラック協会

○環境対策への基本的対応と経営環境

・トラック運送業界にとって、環境と安全は「社会との共生」のための重要な柱と位置づけて対策に取り組んできている。

・トラック運送業界は、国民生活と産業活動を支える血流としての責務を果たすべく活動してきており、輸送機関別ではトン・ベースで９０％以上、トンキロベースでも５０％以上の物流を担っているが、この１０年間で事業者数が１．５倍となり、９９％が中小企業であるトラック運送業界は過当競争の中で安全・環境対策に加えて軽油価格高騰など度重なるコスト負担の増加に喘いでいる。

○これまでの対策

・厳しい経営状況のもとで、トラック運送業界として「環境基本行動計画」を策定して１０項目にわたる環境対策を進めている。

・自動車ＮＯｘ法及び改正自動車ＮＯｘ・ＰＭ法による法規制、１都３県及び兵庫県の環境条例による規制に対しては、最新規制適合車への代替、排ガス減少装置の装着などにより対応している。

・規制への対応は当然として、ＣＮＧ車やハイブリッド車などの低公害車の導入、共同輸送などによる輸送の効率化、アイドリングストップやエコドライブなど省エネ運転の推進、グリーン経営認証の取得など、自主的かつ積極的に環境対策に取り組んできている。

・平成１７・１８年度は、自動車ＮＯｘ・ＰＭ法対策地域内において、継続検査（車検）を受けられなくなる車の台数がピークを迎えるため、資金繰りの厳しい中小事業者にとっては事業存廃の岐路に立っている。

・全日本トラック協会及び都道府県トラック協会では、これまで国及び自治体と協調して最新規制適合車への代替、低公害車の導入、排ガス減少装置の装着等に対する助成など支援措置を講じてきている。

○現状への認識

・総量削減対策環境改善効果検討会の検討結果にもあるように、全体として大気汚染に関する環境については、各種の施策により、かなりの改善が図られていると考える。

・特に窒素酸化物等総量削減計画では、ほとんどの都府県で目標を達成する見込みであり、トラック運送事業者等に課せられた車種規制等の対策は十分な効果をあげている。

・加えて、平成１７・１８年度に対策地域内の規制不適合車がほぼ一層されることと、本年度から本格的に発売が開始された新長期規制適合車の普及などの対策により、さらなる大気環境の改善効果が期待できると考えている。

・また、軽油価格の高騰がトラック運送業界の経営を直撃しており、地球温暖化対策にもつながる省エネ対策の強化が不可欠となっていることから、あわせて環境改善が進むものと考えている。

・このため、現行のままでも目標は達成できるものと考えるが、残された環境基準未達成ポイントについては、車種規制等の自動車単体への規制だけでなく、さらなる交通流対策・道路構造の改善などを組み合わせた局地的対策により改善を図る必要がある。

○規制見直しに対する意見

・これまでの施策により、大気汚染については改善効果が見られるとともに、窒素酸化物等の総量削減計画については、平成２２年度の計画値はおおむね達成可能であるなど、環境基準の達成への見通しもあることから、私どもトラック運送業界に対する法律に基づく国の新たな追加的施策は必要ない、と考える。

・これまでの規制などに対応するためのコストは、運賃に転嫁できないままトラック運送事業者が負担してきたが、今後は、トラック運送の受益者を含む広範な負担と公的助成措置の拡大をお願いしたい。

○ 「流入車両対策」について

・大気汚染の著しい特定の地域に限定して特別の措置を求めるという法の趣旨に照らして、地域外の車両にも規制を拡大することは適当ではない。

・基本的には、大気汚染防止法及び道路運送車両法に基づく新車規制による全国的な最新規制適合車への代替促進を図ることが重要である。

・全日本トラック協会では、対策地域に流入する場合には、可能な限り長期規制以降の規制適合車を使用するよう会員事業者を指導していきたい。

○管理計画書の届け出について

・トラック運送事業者に係る自動車使用管理計画書の届け出率が低いことについては、総量削減対策環境改善効果検討会でも指摘されており、全日本トラック協会としても該当事業者に対する指導を強化したい。